

國王附搭の蘇木三千斤・胡椒一千斤・番錫五百斤

弘治十四年（一五〇二）八月初九日

右の符文は正議大夫程璉及び通事蔡宝等に付し、此れに准

ぜしむ

進貢等の
事の為にす 符文

注*この入貢については『明実録』弘治十五年三月癸巳の条に記事が

ある。

1-24-20

國王尚真の、進貢のため長史梁能等を遣わす符文

（一五〇二、八、九）

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫程璉を遣わし、長史梁能とともに、表箋文各一

通を齎捧せしむ。及び智字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫

黄二万斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進

取せしむる外、茲の諭遣を承くれれば、途に在りて遲滯して使なら

ざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 梁能

使者三員 宋能 益沙每 栢古

通事一員 梁裕

人伴二十一名

國王附搭の蘇木三千斤・胡椒一千斤・番錫五百斤

弘治十四年（一五〇二）八月初九日

右の符文は長史梁能及び通事梁裕等に付し、此れに准ぜし

む

進貢等の事 符文

1-24-21

國王尚真の、進貢のため正議大夫程璉等を遣わす符文

（一五〇四、七、一二）

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫程璉を遣わし、長史梁能・使者益沙每等ととも

に、表箋文各一通を齎捧せしむ。及び智字号海船一隻に坐駕して

馬一十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に

赴き告稟して進取せしむる外、茲の諭遣を承くれれば、途に在りて

遲滯して使ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に

至るべき者なり。

今開す 赴京の

正議大夫一員 程璉

使者三員 麻參魯 馬沙開 霍他

都通事一員 陳義

人伴二十二名

国王附搭の蘇木五千斤・番錫五百斤・胡椒一千斤

弘治十七年（一五〇四）七月十二日

右の符文は正議大夫程璉及び都通事陳義等に付し、此れに

准ぜしむ

進貢等の事符文

注*この入貢は『明実録』弘治十七年十一月丁未の条の記事にあたる
と思われる。

1-24-22

国王尚真の、進貢のため長史梁能等を遣わす符文

（一五〇四、七、一二）

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫程璉を遣わし、長史梁能・使者益沙每等と同じに、表箋文各一通を齎捧せしむ。礼字号海船一隻に坐駕して馬一十五匹・硫黄二万斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

長史一員 梁能

使者三員 宋能 馬那比 麻寧久

都通事一員 梁裕

人伴二十二名

国王附搭の蘇木五千斤・番錫五百斤・胡椒一千斤

弘治十七年（一五〇四）七月十二日

右の符文は長史梁能及び都通事梁裕等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の事符文

1-24-23

国王尚真の、進貢のため使者益沙每等を遣わす符文

（一五〇四、七、一二）

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

今、特に正議大夫程璉を遣わし、長史梁能・使者益沙每等と同じに、表箋文各一通を齎捧せしむ。及び仁字号海船一隻に坐駕して馬四匹・硫黄五千斤を装載し、京に赴き進貢し、仍お礼部に赴き告稟して進収せしむる外、茲の諭遣を承くれば、途に在りて遅滞して便ならざるを得しむる母れ。所有の符文は須らく出給に至るべき者なり。